

ごみの出し方についてのお願い

ごみ出しについて、町ではいくつかのルールがあります。ルールを守って、ごみの減量とリサイクルに努めましょう。

～ごみ出しの基本ルール～

●決められた場所に出す

各地区で決められた場所(ごみステーション)に出してください。

●決められた日時に出す

ごみ出しカレンダーを確認して、収集日の午前8時までにごみを出してください。午前8時以降にごみを出すと、収集されない場合があります。

ごみ出しカレンダーをお持ちでない人には、役場で配付しています。

●決められた物を出す

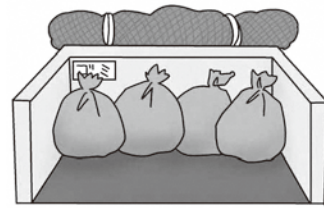
ごみを種類ごとに分別し、町指定のごみ袋に入れるか、粗大ごみシールを貼って出してください。ごみの分別方法が不明な場合は、町のホームページで確認するか、下記までお問い合わせください。

●行政区と名前を書いて出す

ごみ袋や粗大ごみシールには、必ず行政区と名前を書いてください。

行政区と名前の記入がないごみは回収されません。

疑問点や不明点については、下記までお問い合わせください。 ☎ 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579



森林の立木を伐採するときは届け出が必要です

①立木を伐採するときは、事前に伐採と伐採後の造林の届出書

②伐採が完了したときは、報告書

③造林が完了したときは、報告書

を提出することが森林法で義務づけられています。

届出や報告の提出は何故必要なの？

森林を適切に管理して、森林の土砂流出防止などの機能を持続的に発揮させるためです。

①伐採及び伐採後の造林の届出書

②伐採に係る森林の状況報告書

③伐採後の造林に係る森林の状況報告書

は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に沿って適切に行われ、森林の土砂流出防止機能などの多様な機能を持続的に発揮させることを目的に提出していただくものです。

※間伐する場合には、上記②③の提出は不要です。

※伐採後に森林以外に転用する場合には、上記③の提出は不要です。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を購入した者などです。

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出する必要があります。

例えば、以下のとおりです。

◆自分で、あるいは他者に作業を請け負わせて伐採・造林する場合 ⇒ 森林所有者

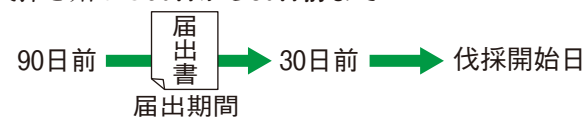
◆伐採業者などが森林所有者から立木を購入して伐採する場合 ⇒ 森林所有者と立木購入者(共同)

※上記の場合、伐採計画書：立木購入者、造林計画書：森林所有者となります。

提出のタイミングは？

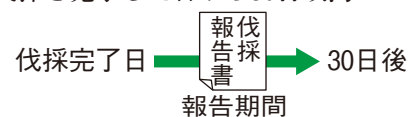
①伐採及び伐採後の造林の届出：

伐採を始める90日から30日前まで



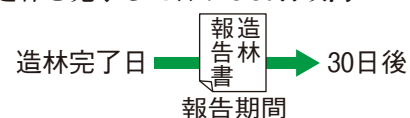
②伐採に係る森林の状況報告：

伐採を完了した日から30日以内



③伐採後の造林に係る森林の状況報告：

造林を完了した日から30日以内



提出先は？

伐採・造林する森林が所在する市町村です。

届出の対象は？

森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林です。該当しているかどうかは南関町経済課又は県庁森林整備課、県広域本部・地域振興局林務課でご確認ください。

提出しないとどうなるの？

伐採及び伐採後の造林の届出:100万円以下の罰金(森林法第208条)

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:30万円以下の罰金(森林法第210条)が課される場合があります。

☎ 経済課 農林振興係 ☎57-8504

狂犬病予防集合注射を実施します(令和5年度未注射の方へ)

狂犬病予防集合注射を実施します。都合のよい会場で注射を受けてください。注射は車内または車上で実施します。



●費用

【会場を受診する人】

注射料金は3,300円(内訳:注射料2,800円、注射済票交付手数料500円)

※新規登録をする方 鑑札交付手数料3,000円が別途必要

【会場に来られない人】

※都合により会場に来ることができない場合は往診を行います。

注射料金のほかに往診料2,000円が必要です。往診を希望する人は事前にご連絡ください。

〈狂犬病予防集合注射日程表〉

日程	注射場所	時間
11月11日 (土)	ふれあい広場	8:45～ 9:15
	南町民センター	9:45～10:15
	JAたまな 畜産課(旧 大原支所)	10:45～11:15
	南関町役場	11:45～12:15

国内では狂犬病の撲滅に成功しましたが、周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として狂犬病が発生し、毎年多くの方が亡くなっています。狂犬病は、効果的な治療法がなく、発症するとほぼ100%死亡します。また、感染しているかどうかは発症するまでわかりません。

飼い主は、一年に1回の狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう。

☎ 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます!

※ 正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

◇ 令和6年4月より前に発生した相続も対象です。

◇ 早めに相続登記を済ませましょう。

◇ 今なら**相続登記の免税措置**が拡大されています。

◇ 相続登記の手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。

◇ 弁護士・司法書士など相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください。

詳しくは、右の二次元バーコードか、「あなたと家族をつなぐ相続登記」で検索!



お問合せ先 ・熊本地方法務局不動産登記部門 096-364-2145(音声案内2番)
・玉名支局 0968-72-2347(音声案内2番)

山火事にご用心

山火事は、春先のほか秋から冬にかけて多く発生しています。空気が乾燥することで、森林内の落葉などが燃えやすい状態になり、強風等でたき火が燃え移り、山火事発生危険性が高くなります。

原因の多くが、人のちょっとした火の取扱いの不注意です。一人ひとりが森林の大切さを認識し、防災意識を高めることが大切です。

【山火事予防にあたっては、次のことに注意してください】

● 枯草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。

● 強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしない。

● 火入れを行う際、許可を必ず受けるとともに、十分な実施体制をとる。

● たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消して、投げ捨てない。

※参考(出火原因別件数)(平成29年～令和3年の平均)

1	たき火	410件	31.5%
2	火入れ	240件	18.4%
3	放火(疑いを含む)	103件	7.9%
4	たばこ	62件	4.8%
5	マッチ・ライター	35件	2.7%
6	火遊び	18件	1.4%
7	その他(不明など)	433件	33.3%
合計		1,301件	

(資料:消防鳥統計資料に基づいて作成)

☎ 経済課 農林振興係 ☎57-8504